

## 魚津市農業委員会総会議事録

- ・と き 平成30年10月5日（金）  
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第1会議室

## 議 事

- 第 1 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 26 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 28-1号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 5 議案 第 31 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

総会の種類 定例総会

1. 総会の期日 平成30年10月5日(金)
  2. 総会の場所 魚津市役所第1会議室
  3. 農業委員の定数 14名
  4. 総会に出席した農業委員の数 13名
    - 1番 北田 直喜      2番 谷越 彦茂      3番 沖本 喜久雄
    - 4番 野崎 努      5番 小坂 芳夫      6番 谷口 敬蔵
    - 7番 石坂 誠一      8番 中山 修      9番 徳本 久邦
    - 10番 原 武雄      11番 関口 たず子      12番 中田 登與志
    - 14番 杉山 篤勇
  5. 総会に欠席した農業委員の数 1名
    - 13番 中島 悦子
  6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 2名
    - 下中島地区 吉崎 道隆      加積地区 畠山 勇
  7. 議事録署名委員
    - 6番 谷口 敬蔵      7番 石坂 誠一
  8. 総会に出席した職員
    - 事務局長 浦田 誠      庶務係長 五十嵐 孝
    - 主任 杉本 ゆき子      主事 高木 宣行
    - 主事 横田 悠介
- 

【開 会：午後1時30分】

杉山会長： それではただ今から平成30年度6月農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は委員14名中13名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、6番谷口委員、7番石坂委員にお願いいたします。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

横田主事： 議案第26号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可の決定についてご説明いたします。

2ページ目をご覧ください。

先月保留となった松倉地区の1件のみで面積が7,444㎡です。

それでは次のページをご覧ください。今月の総括表です。読み上げてご説明いたします。

**【議案第26号 議案書をもとに朗読】**

今回の申請は、前回保留となった農地所有適格法人の要件も確認できたことから、所有権移転による農地取得について特に問題ないと思われます。事務局からの説明は以上です。

杉山会長： ただいま事務局からの説明が終わりました。  
それでは担当地区委員からの説明をお願いします。

中田委員： 事務局から説明のとおり、9月22日に地元説明会が開催されました。説明を受けて地区でどうするか相談したところ、特段反対という意見はありませんでした。地区からの条件は3点ありました。1点目は、転用目的を変更する場合は、あらかじめ地元の説明をすること。2点目は、雨水は早月川へ流し、白倉トンネルの側溝を伝って角川に流れることが無いよう配慮すること。3点目は地域の一員として万雑の費用を負担すること。その旨申請者代理人へ伝えました。まだ返事はいただけていません。したがって、区長の同意の印は押されていません。3条の許可要件については問題ないと認識していますが、私としては申請者との合意を確認するまで今一度保留すべきと考えます。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員の説明がありましたが、何かご意見がありましたらご発言願います。

杉山会長： 農地法の要件を満たしているのであれば、あとは地区での話し合いなのではないか。許可保留には当たらないと思う。  
排水関係はどうなのか。

五十嵐係長： 施設内の雨水は水路を通して全て早月川へ流し。道路には流出しないよう配慮する計画です。説明会でもその旨説明ありました。

石坂委員： 中田委員も3条については問題ないと発言している。あとの細かい要件は地区との協議なのでは。保留して農業委員会に再々度かけるものではないと思う。

沖本委員： 農地法の許可要件に何ら瑕疵がなければ、許可せざるを得ない。地区が付帯条件を付することは、大きな工事ではよくある話だが、法律上問題の無い案件を先伸ばしにすることは無理だと思います。

中田委員： 沖本委員の言われるとおりであり、それについて異議はありません。ただ、前回の例がありましたので、法的に問題無くても地域との話し合いは大切だと考えています。

五十嵐係長： お金の話になるので会社としても即答はできないと伺っています。また、所有者の大半が住んでいる滑川市の大浦地区からも万雑の話が出ているため、なおさら調整に時間がかかると思われます。

仮に許可となった場合でも、一年後の農地パトロールで利用状況を調査することになっていきますので、そこで指導もできると思います。

沖本委員が言われたとおり、事務局としては問題が無いと考えています。許可を保留する場合は、行政手続法の規定に則り、理由を示す必要があること、許可しない場合は、農地法のどの要件で不許可となったのか理由を明示すること、その場合、所有者は県知事に不服申し立てをすることになり、農地法上問題が無ければ許可されることとなることを申し添えます。

沖本委員： 地元の説明会で反対の意見が無かったのであれば、地区は了承していると考えられる。万雑の額等の詳細については、地区との話し合いである。それが決まらなければ農業委員会で許可できないというのは筋が通らない。

中田委員： それが許可できない理由にならないのは重々承知している。しかしながら、事業主は今後も地元と付き合いしていくことになる。そうであれば、今後争いの無いように今しっかり取り決めをしておきたいと思っている。

沖本委員の言われるとおり、粛々と許可決定することについては何も異論はありません。

杉山会長： 万雑の話を抜きにして話してください。

野崎委員： 万雑は通常実績があって初めてかかってくるものでは。

沖本委員： 万雑の問題は、あくまで付帯条件である。それは地元とすればよいと思うが、それが整わないから許可できないということはできない

い。地元とは話し合いを続けてもらいたいが、それはそれとして、決を採らないといつまでたっても前に進まない。5条については、意見を付して県知事へ進達すればよい。

杉山会長： 意見を総括すると、排水関係についても問題無い、地元への説明会でも了承されている。9月20日の提出から40日以内に許可不許可の決定をしなければならないこと。以上を踏まえ、当該農地の保全について地元と誠意ある協議をすることを付し、許可をすることについてご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第26号は許可決定いたします。  
議案第28-1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第28-1号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

【議案第28-1号 議案書をもとに朗読】

先月保留となった案件であります。前回とは調整池の位置、パネルの配置が変更されていますが、別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 先ほどの3条案件とセットの案件であります。何かご意見がありましたらご発言願います。

五十嵐係長： 先ほどと同様に、地元と協議を行うことを条件に付したいと思えます。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第28-1号は意見決定いたします。

議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

高木主事： 議案第30号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。9ページ目の説明概要をご覧ください。今月の5条申請は3件ございました。転用別内訳は、表のとおりで、地区別の内訳は下中島地区1件、加積地区2件、合計面積が3,621.06㎡です。それでは10ページ目の総括表から順に読み上げてご説明いたします。

**【議案第30号 議案書をもとに朗読】**

別添の調査書にあるとおり、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

杉山会長： それでは担当地区委員の説明をお願いします。

石坂委員： 申請地は、元々住宅が建っていたところですが、住宅を取り壊してからは荒れ放題になっていました。今回の転用に関しては何ら問題無いと思います。

小坂委員： 2番の案件について、事務局から説明のあったとおり何の問題も無いと思います。

3番の案件についても、小学校統合による職員増に対応した駐車場整備、それから100m走路の直線での確保等、事務局説明のとおり問題無いと思います。

杉山会長： ただいま事務局並びに担当確認委員からの説明が終わりました。

本日出席の地区担当推進委員も含めまして、何かご意見がありましたらご発言願います。

中田委員： 3番の案件について、譲受人が地方公共団体の場合は農業委員会にかけなくてもよいのではないですか。例えば県道拡幅にあたっては農業委員会の許可を出していません。許可がいる場合と知らない場合の要件を教えてください。

高木主事： 中田委員ご指摘のとおり、市等が事業を行う場合、基本的に土地収用法という法律に則って進めます。原則許可不要であります。農地法の中で許可が必要な場合について列挙されております。学校敷地、庁舎敷地、医療福祉施設、宿舎等については許可が必要となります。

3番の案件については学校敷地にあたるということで、申請がありました。

杉山会長： その他に何かご意見はありますか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは意見決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第30号は意見決定いたします。

議案第31号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について事務局より説明を求めます。

杉本主任： 議案第13号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定及び農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明いたします。魚津市長より平成30年10月1日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。13ページが総括表、14ページからが一覧表になります。今月の案件は、1議案36件で、すべて転貸ですが、受付番号321～374までは農協を通じて利用権設定を行う転貸で32件83筆17,431㎡、受付番号375以降が農地中間管理機構である富山県農林水産公社で4件8筆15,005㎡、合計91筆185,436㎡です。新規と再設定の内訳は、新規が12件24筆45,487㎡再設定が24件67筆139,949㎡です。全て合わせると36件91筆185,436㎡です。

以上の計画は、農用地の利用、農作業状況等、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

杉山会長： 説明が終わりましたが、何かご意見はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉山会長： それでは決定してよろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

杉山会長： 異議が無いようですので、議案第31号は総括表記載のとおり決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

横田主事： (農地法第6条による農地所有適格法人報告について)

杉山会長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉 会：午後2時30分】

以上、会議の次第を述べるとともに相違無いことを証するため署名する。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

【別添】

農地法第3条調査書

議案第26号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 横田 悠介
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率利用)	・譲受人の保有している機械の能力、農作業に従事する構成員の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	・営農計画書、事業計画書、定款等確認したところ、譲受人は農地所有適格法人の要件を満たしていると考えられる。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託の引受けではない。	しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	・譲受人は農地所有適格法人であるため適用なし。	しない
第2項第5号 (下限面積)	・譲受人が耕作の事業に供すべき農地は下限面積を超える。	しない
第2項第7号 (地域調和)	・今回の申請地は耕作放棄地であり、本件の権利移転後は樹木の種苗の生産を行う。本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられる。	しない

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第28-1号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模（約4ha）の生産性の高くないその他の農地なので第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	申請地は南西側に開けており日当たりも良いことから太陽光パネル4,320枚を並べ1,188kwの太陽光発電設備敷地として利用します。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、自己資金及び借入金でまかなう計画で、残高証明書及び融資可能証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、太陽光発電設備敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は太陽光発電設備を設置する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	敷地内はクローバーを植栽し隣接地との境界には安定勾配で法面施工するとともに法面緑化を行い被害の及ばぬように十分配慮されています。生活排水は発生せず、雨水排水は周囲に排水路を設置し、末端下流域には沈砂池を設け泥分けを行った上で排水する計画であり、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第28-1号 受付番号2番

(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は第1種及び第3種農地のいずれの要件にも該当せず、土地改良事業の対象区域ではない小集団規模（約4ha）の生産性の高くないその他の農地なので第2種農地と判断します。 転用許可基準は、代替可能性なしです。	
転用目的	申請地は建設発生土のストックヤードとして、資材置場として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で融資可能証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、資材置場敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は資材置場として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には安定勾配で法面施工するとともに法面緑化を行い被害の及ばぬように十分配慮されています。生活排水は発生せず、雨水排水は周囲に排水路を設置し、末端下流域には沈砂池及び調整池を設け基本的には排水せず貯留し、オーバーフロー分のみ排水する計画であり、詳細な計算がなされており問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号1番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、道路に接している農地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に住吉保育園の公共施設、新川病院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。 また、道路に接していない農地は、10ha未満(7ha)の集団規模の区域内にある農地で、かつ、住宅用地等の連担している土地に近接していることから第2種農地と判断します。 転用許可基準は、隣接地との一体利用です。	
転用目的	保育園や小学校にも近く、子育て世帯の需要が見込まれるため、注文住宅敷地として建築されます。	
資力及び信用	申請者は、申請地の一部について農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されています。また、必要な資金については、すべて借入金でまかなう計画で融資可能証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共有物(水路)がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、15区画の注文住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は注文住宅敷地を建築する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	造成工事については、隣接地との境界にコンクリート擁壁を設け、近隣の農地などに被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地内に計画される公園及び緑地内に流用計算に基づく必要な調整池を設け、流用調整のうえ隣接する排水路へ放流する排水計画が申請書に添付されており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令(条例を含む。)により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号2番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地の区分は、おおむね25haの一団の農地の区域内にあり、かつ土地改良事業施行済の区域内の農地であり、第1種農地と判断します。転用許可基準は、隣接地との一体利用です。	
転用目的	空家をリノベーションし、貸家及び事務所敷地として利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は、農地でありながら無断転用していましたが、その旨を反省し、今後は農地法を遵守する旨の始末書を添付されています。また、必要な資金については、すべて自己資金でまかなう計画で残高証明書を申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	法定外公共物（水路）がありますが、管理する市から払下げを受ける予定であり、申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがあります。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、貸家及び事務所敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は貸家及び事務所敷地として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界には既にコンクリート擁壁が設けられており、近隣の土地に被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 生活排水は公共下水道を利用し、雨水等の排水については、申請地北側及び東側に隣接する排水路へ放流する計画となっており、問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

## 農地法第5条調査書

議案第30号 受付番号3番  
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 高木 宣行
	許可要件の状況	
農地の区分	農地区分は、申請地が上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ500m以内に清流小学校の教育施設、みたむら歯科医院の医療施設が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	清流小学校の駐車場30台として利用し、一部は直線100m走路を確保するためのグラウンドとして利用する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金についても全額市の予算でまかなう計画で予算書の写しを申請書に添付しておりますので、適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は、駐車場として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は駐車場として利用する目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	雨水排水は申請地北側に隣接する水路に排水する計画であり、被害の及ばぬように充分配慮されており問題ないと考えます。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		